

『インターネットによる人権侵害に関することの直接的指導のタイプ』
明治小学校第6学年社会科学学習指導案

1 小単元名 新しい日本、平和な日本へ

2 小単元の目標

- (1) 我が国の戦後の歩みに関心をもち、進んで調べようとするとともに、平和で民主的な国家の一員として、これからの日本の課題やよりよい発展について考えようとしている。

(社会的事象への関心・意欲・態度)

- (2) 我が国が民主的な国家として出発し、国民の不断の努力によって国民生活が向上し、国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことや、平和で民主的な国家の一員として世界の人々とともに生きていくことの大切さについて思考・判断したことを、年表や文章、作品などに適切に表現している。

(社会的な思考・判断・表現)

- (3) 日本国憲法の制定、オリンピックの開催など、我が国の戦後の歩みについて、地図や年表、家族の話、資料館、その他の資料を活用して必要な情報を集めて読み取り、年表や作品などにまとめている。

(観察・資料活用の技能)

- (4) 戦後、我が国が民主的な国家として出発し、国民の不断の努力によって国民生活が向上し、国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことがわかっている。

(社会的事象についての知識・理解)

3 単元観

本小単元は、小学校学習指導要領（社会）第6学年の目標（1）及び内容（1）のケ に基いて設定したものである。

目標

- (1) 我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるようにするとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようにする。

内容

- (1) 我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるようにするとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようにする。

ケ 日華事変、我が国にかかわる第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピックの開催などについて調べ、戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことが分かること。

以上の目標・内容を受けて、本小単元では、日本国憲法の制定、オリンピックの開催などの歴史的事象を取り上げ、これらを具体的に調べていく。戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活の向上が図られてきたとともに、国際社会の中で重要な役割を果たしてきた。その背景には、戦後我が国は日本国憲法を制定し民主的な国家として出発したことや、国民の不断の努力によって国民生活が豊かになり国際社会においても重要な役割を果たしてきたことが挙げられる。以上のことを踏まえ、今の自分たちの生活があるのは、先人たちのこういった努力によるものだという事に気づかせ、その恩恵を、

次の世代へと引き継いでいく持続可能な社会の構成者としての素地を培っていきたい。このことは、社会科の目標とする公民的資質の育成に寄するものとする。

4 指導計画（総時数 6 時間）

- (1) 戦争のない世の中を目指して・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 民主主義による国を目指して・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 再び世界の中へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (4) 高度経済成長のなかの東京オリンピック・・・・・・・・・・ 1
- (5) これからの日本を考えよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (6) インターネットによる人権侵害について調べよう・・・・・・・・ 1（本時 1／1）

5 人権教育との関連

基本的人権の尊重が日本国憲法で保障され、人権を大切にしようという意識も高まってきてはいるものの、現実には、新たな人権問題が数多く生まれてきている。社会を成熟したものにしていくためには、様々な人権問題の一つ一つの解決を図っていくことが必要である。栃木県教育委員会でも、「人権の窓」を作成し、小学6年生に配付することで、解決していかなければならない人権問題を、人権課題として啓発を図っている。

本単元では、現在どのような人権問題が存在し、私たちがどのような取り組みをしていく必要があるか考えさせていきたい。これは、本校人権教育の目標である「よく考え、正しく行動をする子」や高学年の目標「相手の立場や考えを尊重し、お互いに助け合える子」の育成につながるものである。

6 本時の指導

- (1) 題目 「インターネットによる人権侵害について調べよう」

- (2) 本時のねらい

人権が尊重された社会を作るため、人権問題の一つとなっている「インターネットによる人権侵害」について調べることができる。（観察・資料活用の技能）

- (3) 人権教育の視点

増加してきているインターネットによる人権侵害について、人権侵害の実態や対処の仕方について、調べていく学習である。このことは、本校人権教育で育てたい能力・態度の高学年、知性「人権の大切さや人権に関する諸問題を正しく認識することができる」に関わるものとする。

- (4) 展開

○ 児童指導上の留意点 ※ 人権教育上の配慮 ☆研究主題との関連

具体目標	学習活動	指導上の留意点・評価	準備・資料
・ 前時までの学習を振り返ることができる	1 前時までの学習を振り返る。	・ 本時の学習への導入として、前時までに日本国憲法の制定をはじめとした戦後の民主化について学習したことを振り返る。	・ 人権の窓
・ 今日の人権課題を調べることができる	2 社会の発展とともに、新しい人権問題として、どんな問題	・ 人権問題全体について調べ、どのような立場の人が、人権侵害を受けているか調べる。 ・ 日本国憲法では、基本的人権の尊重が	

・ 本時の学習課題を知ることができる。	3	本時の学習課題を知る。	・ うたわれているが、それだけではカバーしきれない問題が生じてきていることをつかませる。 ○初めて聞く用語も出てくるので、必要に応じた解説を入れ、新たな誤解・偏見を生まないようにする。	・ いくつかある人権問題のうち一つを取り上げたことに留意する。
	インターネットによる人権侵害について調べよう			
	4	インターネットによる人権侵害がどのようなものか調べる。	・ プライバシーの侵害・誹謗中傷・犯罪への誘導・詐欺等、インターネットに関係する多くの人権侵害が起きていることをつかめるようにする。 ※いたずらにこわいと思わせるのではなく、こういう問題が起きない・被害にあわないようにするためにはどうしたらいいだろうと考えられるよう、助言・指導を行う。 ☆グループでの調べ活動とし、自分の経験や友だちの経験を共有しながら、学習を進められるようにする。	
・ インターネットによる人権侵害について調べる	5	インターネットによる人権侵害に対処する方法を調べる。	・ 外部機関と連携を図ることで、解決の早道となることをつかませる。 ・ 早い段階で、まずは身近なおとに相談し、協力を求めていくことで、被害を最小限に食い止めることができることに気づかせる。 ※無理に、一人で自分で、解決しようとしなことが大切であることに気づかせる。	・ 「書き込みを削除する方法」プリント
・ どのような解決策があるか、調べることができる				
評価の観点 ◇人権が尊重された社会を作るため、人権課題の一つとなっている「インターネットによる人権侵害」について調べることができる。(観察・資料活用の技能)【ノート】				
十分満足な状況		おおむね満足できる状況		努力を要する児童への手立て
インターネットによる人権侵害について、実態や解決のために自分たちにできることを、資料をもとに詳しく調べている。		インターネットによる人権侵害について調べ、実態や解決の方法を資料とともに表現している。		インターネットによる人権侵害を自分のこととして捉えさせ、被害にあったときにどう対処していくとよいか資料をもとに調べていくよう指導・助言する。
・ 授業を振り返ることができる	6	授業を振り返る。	・ インターネットとどのように関わり、人権を守りながら、生活をよりよいものとしていこうとする意欲をもつことができたかノートにまとめを書くことで振り返る。	

5 授業についての考察

本学級における家庭でのインターネット利用は、パソコン・携帯電話・スマートフォン・携帯用ゲーム機等、多様な機械を用いてとなっており、ほぼ100%の児童が日常生活の中でインターネットを利用している状況となっている。その中であって、インターネットによる人権侵害の被害にあいそうになった経験をもっている児童が既に存在している。家庭におけるインターネット利用は歴史が浅く、保護者も初めて経験する世界なため、必ずしも経験が子どもよりも豊かであるとは限らない。そのため、家庭での指導が十分に行われているとはいえない状況も見られる。本時の授業の中では、以下のような反応が見られた。

- ・ホームページを見ていたら、変なのが出てきてびっくりしたことがある。
- ・変なメールが送られてきたことがある。
- ・勝手に書き込みされたら嫌だなあ。

このような反応があったことを踏まえ、以下のような成果と課題が挙げられる。

成果

- 解決していかなければならない人権課題がたくさんあることに触れ、人権に対する意識を高めていくことができた。
- 自分のこととして課題を捉え、意欲的に資料を読み、学習に取り組むことができた。
- 資料に書かれていることを踏まえて、自分の経験を話し合いながら学習に取り組み、経験の浅い児童も、情報を共有しあうことができた。
- 今後のインターネットとの関わり方を考え直すきっかけとすることができた。

課題

- ▲ 自分が被害にあったらという面に絞りすぎて、自分が相手に嫌な思いをさせないために何ができるかという面が薄くなってしまった。他の時間を用いて、学習の深化を図っていく必要がある。
- ▲ インターネットの経験の浅い児童にとっては、資料に入り込めない部分があった。導入をさらに工夫し、社会の状況をさらに共有できた段階で学習を進めていく必要があった。
- ▲ 資料をじっくりと読み、自分で課題に取り組むには、やや時間が短かった。

以上のような成果と課題をもとに、教科・道徳・学級活動で、それぞれどのような指導を行っていくことができるか、また、どのような指導が有効かさらに研究を進めていきたい。

(参考資料)

- ・「人権の窓」(栃木県教育委員会)
- ・内閣府「人権擁護に関する世論調査」資料(法務省)
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- ・「ちょっと待って!ケータイ&スマホ」(文部科学省)
- ・「ちょっと待って、ケータイ」(文部科学省)
- ・「ネットいじめ対処法」(いじめから子供を守ろうネットワーク)
<http://mamoro.org/netijime-solution>

書き込みを削除する方法

掲示板やブログ、プロフ、ライン、フェイスブックなどへの誹謗・中傷(悪口)の書き込みなど、「ネット上のいじめ」があった場合は、被害の拡大を防ぐため、次に示す手順で、書き込みの削除を行う必要があります。

1) 書き込み内容の確認

内容を確認します。その際、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトしたりデジタルカメラで撮影するなどして内容を保存します。

2) 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探します。そこをクリックすると、管理者にメールを送れるページが表示されるので、件名、内容等の事項を書き込んで、管理者にメール送信します。

削除依頼を行う場合、出来るだけ個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等に協力してもらい、学校等のパソコンやメールアドレスから行うとよいです。また、削除依頼を行うメールに氏名などを書く必要はありません。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もいて、個人情報悪用される場合もあります。

3) 掲示板等のプロバイダに削除依頼

上の方法で削除してもらえない場合や管理者の連絡先が分からない場合、プロバイダ（掲示板を運営する会社）に削除依頼をします。

4) 削除依頼しても削除されない場合

警察や法務局・地方法務局に相談し、対応方法を検討します。

◆警察との連携

最寄りの警察署やサイバー犯罪相談窓口が、相談を受けています。名誉きそんとして、被害届を受理し、事件として対応することもあります。

◆法務局・地方法務局との連携

法務省の人権よう護機関である全国の法務局・地方法務局が、インターネット上でのプライバシーを侵害した書き込みについて、相談を受け付けています。法務局・地方法務局では、書き込みの削除を依頼する方法や誰が書き込みをしたかプロバイダ等から教えてもらう方法などの助言を行っています。それでも解決できない場合、表現の自由に配慮しつつ、法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請もを行います。